

# 速度取締り指針

令和6年10月  
菊川警察署

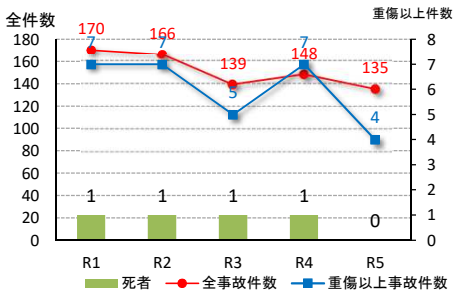
菊川警察署の速度取締り重点

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
主要地方道吉田大東線	14:00～19:00	菊川市吉沢から本所までの間	40km/h
市道	14:00～19:00	御前崎市佐倉から白羽までの間	40km/h

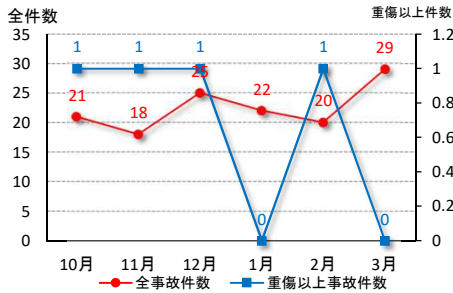
※重点路線以外の場所、時間帯であっても取締りを実施しています

## 管内の交通事故発生状況

過去5年における発生状況(各年度下半期)



前年度下半期の月別事故発生状況



前年度下半期における交通事故発生状況

	前年度下半期	
	件数	前年比
件数	135	-13
うち重傷事故	4	-3
死者	0	-1
負傷者	183	-16
うち重傷者	4	-5

## 事故起因者直前速度50km/h以上の死亡または重傷交通事故発生状況(高速道路、国道バイパスを除く)

過去5年(令和1年から5年)の状況



- 6時から12時
- 12時から18時
- 18時から24時
- 0時から6時

## その他取締りの要点等

- 管内では、御前崎市内の市道において速度超過を原因とする重傷以上の交通事故が、日中から夜間の時間帯に発生しています。また、菊川市内では、主要地方道吉田大東線や御前崎市内の国道150号に接続する生活道路において、速度超過を原因とする軽傷事故が発生していることから、上記のとおり速度取締り重点路線を指定し取締りを強化します。
- なお、速度取締りについては、重点路線以外にも生活道路や小・中学高校の通学路となっている道路でも、交通弱者を保護するため実施します。
- 速度取締り以外にも、重大事故に直結する交差点関連違反(信号無視、指定場所一時不停止等)についても重点を置いて取締りを強化します。
- 小・中・高校生の登下校時間帯については、交差点における街頭活動や自転車指導を強化します。